

別添 1 0

共済事業を行う協同組合連合会検査実施要領

(制 定：平成11年12月 3 日)

(最終改正：令和 3 年 4 月 1 日)

( 参 考 )		目	次
第1	目 的	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	主要着眼事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	現物検査	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	本検査	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1)	体制	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
ア	会員	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
イ	総(代)会	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
ウ	理事及び経営管理委員	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
エ	理事会及び経営管理委員会	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
オ	監事	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
カ	共済計理人	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
キ	経営管理	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
ク	労務管理	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
ケ	組織機構	・・・・・・・・・・・・・・・・	8
コ	共済代理人	・・・・・・・・・・・・・・・・	8
サ	保険会社の代理業務	・・・・・・・・・・・・・・・・	8
シ	定款、諸規程等	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
ス	リスク管理	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
セ	資産査定	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
ソ	その他	・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(2)	事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	12
ア	一般的事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
イ	普及推進業務	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
ウ	元受け業務	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
エ	共同事業に係る業務	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
オ	保全業務	・・・・・・・・・・・・・・・・	14
カ	共済契約貸付業務	・・・・・・・・・・・・・・・・	14
キ	共済金査定、支払業務	・・・・・・・・・・・・・・・・	14
ク	利用者の保護等	・・・・・・・・・・・・・・・・	14

(3)	財産の管理運用	15
ア	運用方針等	15
イ	運用体制	15
ウ	現金	16
エ	預金	16
オ	有価証券及び金銭信託等	16
カ	貸付金	17
キ	運用不動産	17
ク	その他	18
(4)	財務	18
ア	出資金及び自己資本	18
イ	準備金	18
ウ	諸引当金等	18
エ	含み益	19
オ	損益の動向及び分析	19
カ	会計処理・決算等	19
キ	その他	19
(5)	その他	20
ア	固定資産（業務用・業務外固定資産）	20
イ	外部出資	20

(別添1) 検査提出資料様式例（共済事業を行う協同組合連合会用）

(別添2) 検査結果取りまとめ表様式例（共済事業を行う協同組合連合会用）

(別添3) 検査結果取りまとめ表参考様式例（共済事業を行う協同組合連合会用）

## 共済事業を行う協同組合連合会検査実施要領

### 第1 目的

この要領は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下この要領において「農協法」という。）第94条、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下この要領において「水協法」という。）第123条の規定に基づき、全国共済農業協同組合連合会及び全国共済水産業協同組合連合会（以下「共済連」という。）に対して実施する検査について、共済連が構成員たる会員組合への共済事業の振興を通じて農業者及び漁業者又は水産加工業者（以下「農・漁業者等」という。）の社会的・経済的地位の向上に寄与することを目的としている特質等を踏まえ、検査の視点、具体的な検査の手續・方法を定めることを目的とする。

なお、本要領は、農協法第94条第3項又は第4項及び水協法第123条第3項又は第4項の規定に基づく検査に適用することを基本として作成したものであるが、農協法第94条第1項、第2項又は第5項及び水協法第123条第1項、第2項又は第5項の規定に基づく検査についても、該当項目を活用することにより、検査の円滑な実施が図られるよう措置するものである。

### 第2 主要着眼事項

共済連において、特に着目すべき事項及び点検すべき事項は次のとおりである。

なお、共済連の業務に係る課題・問題等の検証に当たっては、公認会計士又は監査法人等の監査報告書その他の資料に基づき主要問題点を総括的に把握するとともに、都道府県との密接な連携等を通じて得た各種の情報を活用することが重要である。

#### 1 現物検査

勘定科目ごとに検査基準日の帳簿残高と現物を突合し、財産の実在性を検証する。

- (1) 現物検査は原則として全国本部又は本所及び都道府県本部又は都道府県事務所について行う。また、必要により全国本部と都道府県本部又は本所と都道府県事務所の同時着手に配慮するものとする。

なお、検査日程の都合等によりやむを得ない場合は都道府県本部又は都

道府県事務所検査を省略することができる。

## (2) 実施項目

- ア 各勘定（資産、負債、純資産のすべての勘定）の残高照合及び取扱いの適否
- イ 貸付金勘定及び共済契約等について必要と認める場合は、外部確認
- ウ 金銭債権、有価証券の保管状況等（保護預りを含む。）の適否
- エ 貸付金に係る借用証書、手形等の要件の可否及び保管整理状況の適否
- オ 固定資産に係る権利証等の保管整理状況の適否
- カ 外部出資に係る出資証券等の保管整理状況の適否
- キ その他資産等の内容の適否
- ク 共済資金の内容の適否
- ケ その他負債の内容の適否
- コ 担保物件の確認と保管状況の適否
- サ 有価物、未使用重要証紙等の在高照合と取扱いの適否
- シ 公印・役席印（認定公印）の管理・保管状況の適否
- ス 金庫の保安及び開閉管理の適否
- セ 店舗の掲示（マネー・ローンダリング等に関するポスター類、ディスクロージャー誌など）等の適否

## 2 本検査

本検査については、本要項別添4「系統共済検査マニュアル」及び別添2の3「系統金融機関等に係るシステム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」に定めるもののほか、次の項目による検証を行うものとする。

### (1) 体制

責任ある業務執行体制の下、経済環境の変化に的確に対応し、会員及び会員の組合員（以下「会員及び組合員」という。）の負託に応え得る事業運営体制が確立されているか検証する。

#### ア 会員

- ① 会員名簿の必要事項の記載等の適否と整備状況
- ② 准会員の資格の適否
- ③ 加入脱退会員の手続の適否
- ④ 持分の譲渡及び払戻手続の適法性
- ⑤ 会員名簿備付け（電磁的記録による保存を含む。）義務の遵守状況

⑥ 会員に対する指導状況の適否

イ 総(代)会

- ① 招集手続及び会議の目的事項の適法性
- ② 出席状況の適否
- ③ 書面議決権の行使、代理人の資格、代理権を証する書面の内容等総(代)会成立要件及び決議の適法性
- ④ 議事の審議及び運営の適法性
- ⑤ 議事録の整備状況の適否
- ⑥ 総代の選挙又は選任手続並びに定数の適否

ウ 理事及び経営管理委員

- ① 理事の適格性（農協法第30条の2第7項）、役員資格の適法性（農協法第30条の4、水協法第105条第1項で準用する（以下この要領において「水協法〈準〉」という。）第34条の4）及び選挙又は選任手続の適法性（農協法第30条、第30条の2、水協法〈準〉第34条）
- ② 利益相反取引（経営管理委員又は理事と共済連との契約）に係る重要な事実の開示状況（農協法第35条の2第2項）、承認手続（農協法第35条の2第2項、水協法〈準〉第39条の2第2項）及び重要な事実の報告状況（農協法第35条の2第4項）並びに兼職・兼業禁止（農協法第30条の5、水協法〈準〉第34条の5）の適法性

（なお、当該項目の検証を行うに際し、共済連の常務に従事する理事の選任議案の決定プロセス等において、その適格性について、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」といった要素が適切に勘案されているかについても検証）

- ③ 責任体制及び業務執行状況の適否

具体的には、次の事項を検証。

- a 理事及び経営管理委員は、業務執行に当たる代表理事の独断専行をけん制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、農水産業の発展、農漁村の振興を促進しつつ、会員及び組合員の負託に応え、系統共済事業実施機関の信頼の維持・向上を図る観点から、理事会及び経営管理委員会における業務執行の意思決定及び理事の業務執行の監督

に積極的に参加しているか。

- b 理事及び経営管理委員は、業務執行に当たり、共済事業の振興を通じて会員及び組合員への最大の奉仕を図るとともに、農水産業の発展に資するための経営の健全性を維持・確保するという観点から、実質的論議に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。

④ 監事への報告義務の履行状況とその適否

エ 理事会及び経営管理委員会

- ① 招集手続、成立要件の適法性
- ② 開催日数及び出席状況の適否
- ③ 決議事項及び報告事項の妥当性
- ④ 討議状況及び決議内容の適否
- ⑤ 決議方法の適法性
- ⑥ 議事録の記載内容及び経営管理委員の賛否の明確性及びその整備状況の適否（農協法第33条第3項、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号。以下この要領において「農協法施行規則」という。）第80条、水協法〈準〉第37条第3項、水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号。以下この要領において「水協法施行規則」という。）第95条）
- ⑦ 体制整備の妥当性

具体的には、次の事項を検証。

理事会及び経営管理委員会においては、農水産業の発展及び農漁村の振興を促進しつつ、会員及び組合員の負託に応え、社会的責任と公共的使命、農漁家・農水産業・農漁村への貢献等を柱とした系統組織としての倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。

オ 監事

- ① 選任手続の適法性（農協法第30条、水協法〈準〉第34条）
- ② 兼職・兼業禁止（農協法第30条の5、水協法〈準〉第34条の5）の適法性
- ③ 報酬に関する定款規定又は総（代）会の決議と地位の独立性確保状況の適否

- ④ 法定権限の履行状況とその適否（農協法第35条の5第5項、水協法〈準〉第39条の5第5項）
- ⑤ 監査規程及び監査録内容の適否
- ⑥ 監査規程に基づく監事職務の忠実履行状況とその適否
- ⑦ 監査計画に基づくすべての部門の計画的な監査実施の状況とその適否
- ⑧ 監査指摘に係る改善等事後処理の適否
- ⑨ 公認会計士又は監査法人等の監査の活用状況とその適否

#### カ 共済計理人

- ① 選任手続の適法性（農協法第11条の39、水協法〈準〉第15条の24）
- ② 兼職・兼業禁止（農協法第30条の5、水協法〈準〉第34条の5）の適法性
- ③ 法定権限の履行状況とその適否
- ④ 理事会への意見書の提出状況とその記載事項の適否（農協法第11条の40第1項、水協法〈準〉第15条の25第1項）
- ⑤ 意見書の写しの行政庁への提出状況（農協法第11条の40第2項、水協法〈準〉第15条の25第2項）

#### キ 経営管理

経営陣の資質、力量、手腕の洞察、経営理念、合法性、合目的性、合理性、系統共済秩序の維持等に留意し、次の事項を検証する。

- ① 経営方針の策定と中長期経営計画の合理性
 

具体的には 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第9条、水産基本法（平成13年法律第89号）第6条を踏まえ、農水産業の発展、農漁村の振興を基本とした経営方針及び中長期経営計画を明確に定めているか等。
- ② 中長期経営計画と単年度事業計画及び実績との整合性
- ③ 事業実績及び期別、月別等の資金繰表等からみた資金計画の妥当性
- ④ 事業の将来見通し、職員構成及び労務実態等からみた要員計画の妥当性
- ⑤ 管理統制機構
  - a 全国本部又は本所管理機構の整備とその機能発揮の状況（特に予算統制）及び権限委譲の適否と報告制度の妥当性



b 役職員の業務執行管理体制（監査体制を含む。）及び職務権限行使の状況

c 資産負債の総合的な管理の実施状況

具体的には、例えば、次の事項を検証。

(a) 資産と負債の総合的な管理を行うための適切な手続を構築しているか。

(b) 経済価値に基づくすべてのリスクを考慮した資産負債管理を行っているか。

(c) 理事会において、資産負債管理方針が承認されているか。また、定期的に再検討を実施しているか。

⑥ 内部統制組織

諸規程の整備、内部けん制組織（チェックの履行と不正事件の未然防止策）、内部監査の体制及びその実施状況（指摘内容と改善対応）、人事管理（特に定期異動、休暇制度等）の適否

例えば、内部監査については、次の事項を検証。

a 指摘事項については、改善方策や回答書等を徴求するなど監査の実効性を確保しているか。

b 内部監査部門は、公認会計士又は監査法人等の監査結果を踏まえ、その指摘事項に係る各部門の改善・取組を監査し、監査の実効性を確保しているか。

⑦ 不祥事件や相談・苦情等に対する体制とその適否

例えば、次の事項を検証。

a 利用者からの問い合わせ、相談、要望及び苦情等の記載簿を作成し、対処方針等を記載しているか。

b 会員組合の体制整備や会員組合に対する共済（仕組み）内容に係る説明等の適切な指導・研修等による対応を行っているか。

また、不祥事件の処理に当たり、会員組合との連携を確保しているか。

⑧ 法令等遵守体制の計画的な整備とその適否

例えば、次の事項を検証。

a 法令等の遵守（コンプライアンス）を実現させるための具体的な実践計画（規程の整備、内部統制の実施計画、職員の研修計画（業務の一環として実施する共済事業を行う単位組合等の職員に対するものも

含む。) ) 等の策定及び重要な見直しに当たっては、その内容について理事会の承認を受けているか。

b 共済契約の締結等に関する禁止行為はしていないか（農協法第11条の24、水協法〈準〉第15条の9）。また、その未然防止対策は適切に実施されているか（農協法第11条の29、水協法〈準〉第15条の14）。

c 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に対応した体制整備を行っているか。

d 全国共済農業協同組合連合会（以下、この要領において「全共連」という。）は、全共連を直接又は間接に構成する者に対して、その利用を強制していないか（農協法第10条の2）。

⑨ 法令等で制限又は指導されている経営指標、健全性の基準（農協法第11条の18、水協法〈準〉第15条の3）、貸付制限、運用規制（農協法第11条の38、農協法施行規則第42条、水協法〈準〉第15条の16、水協法施行規則第70条）等の遵守状況とその内容の適否

⑩ CSRについての情報開示

例えば、次の事項を検証。

a 共済連のCSR（企業の社会的責任）についての情報開示が分かりやすい形で適時適切に行われているか確認する。

b 共済連のCSRについて、利用者を含む多様なステークホルダー（利害関係者）が適切に評価でき、共済連の利用者の利便性の向上に資するよう、「目的適合性」、「信頼性」及び「分かりやすさ」といった点から適切な情報開示がなされているか。特に、利用者の誤解を招きかねないような、不正確かつ不適切な情報開示がなされている場合は、業務の適切性が確保されているか。

## ク 労務管理

① 労働基準法（昭和22年法律第49号）等労働関係法令、就業規則等の遵守状況とその適否

② 職員の勤務状況の適否

③ 新規採用の合法性、合理性、公平性

④ 事業規模に対する職員構成の適否

⑤ 人事異動の適切性

⑥ 教育訓練の実施状況とその内容の適否

例えば、会員の職員に対する教育訓練については、自ら研修等を実施するほか、系統組織が実施する研修等に対して適切な連携・協力を図っているか等。

- ⑦ 信賞必罰制の採用とその適用の適否
- ⑧ 待遇及び福利厚生施設の適否
- ⑨ 身元保証書の整備及び保証人に対する通告義務の履行状況とその適否
- ⑩ 参事又は会計主任の選任及び解任若しくは解任請求（農協法第42条、第43条、水協法〈準〉第45条、第46条）の適法性

#### ケ 組織機構

- ① 事業実態と部室課等の設置状況との整合性等
- ② 都道府県本部又は都道府県事務所等出先機関の配置状況の適否
- ③ 事務委託契約の適否
- ④ 命令系統の明確性とその妥当性
- ⑤ 内部けん制組織の機能状況とその適否
- ⑥ 各部室課等の事務量に対する職員配置の適否
- ⑦ 都道府県本部又は都道府県事務所に対する全国本部又は本所統制の適否

#### コ 共済代理店

- ① 共済代理店への委託に係る審査の適格性と審査基準の整備状況
- ② 届出手続の適法性（農協法第97条、水協法第126条）
- ③ 共済契約の締結の代理又は媒介に関する法令等の遵守（農協法第11条の20～25、水協法〈準〉第15条の5～10）、共済契約に関する知識等についての共済代理店に対する教育、管理、指導の適切性
- ④ 共済代理店が受領した共済掛金等の共済連への納付状況とその適否
- ⑤ 共済代理店監査の実施状況とその適否
- ⑥ 共済連による員外利用の管理の適否

#### サ 保険会社の代理業務

- ① 保険募集を行うに当たっての登録等手続の適法性（保険業法（平成7年法律第105号）第275条）
- ② 保険契約の締結の代理又は媒介に関する禁止行為事項の遵守（保険業

法第300条)

- ③ 取り扱う保険商品の妥当性
- ④ 員外利用の管理の適否（農協法施行規則第2条第2項・第3項）

シ 定款、諸規程等

- ① 原本の整備、保管状況の適否
- ② 法及び模範定款例の準拠状況
- ③ 規約の法定事項（農協法第29条、水協法<準>第33条）規定とその内容の適否
- ④ 個々の業務規程等の目的、機能等の適否
- ⑤ 設定、変更及び廃止の手続の適否
- ⑥ 定款、規約等の主たる事務所備置き（電磁的記録による保存を含む。）（農協法第29条の2、水協法<準>第33条の2）の状況
- ⑦ 役職員への周知徹底の適否

ス リスク管理

次の事項について（2）の「事業」の各項目と併せて検証する。

- ① 会員及び組合員を含めたリスク管理状況とその管理の適否  
具体的には、会員の経営動向（財務状況・風評等）を把握しているか。
- ② 経営陣のデリバティブ等を含めた財務数値の内容把握の状況と経営への反映取組の適否  
具体的には、次の事項を検証。
  - a 経営動向や資産運用・調達に関する各種リスクを必要に応じて的確に把握し、適切な資産運用と流動性確保等の対策がとられているか。
  - b 会員及び組合員に対して、リスク管理を重視した事業推進を適切に実施しているか。
- ③ 経営陣又は管理者の各種リスクの性質及び量の把握の状況と対策取組の適否  
例えば、次の事項を検証。
  - a 管理者（都道府県本部又は都道府県事務所の部長と同等以上の職責を負う上級管理職（理事を含む。）をいう。）は、農水産業生産手段・漁況等の変化、農水産物価格の変動、担い手の減少、高齢化等に関する情報収集を行い、適時・適切に会員及び組合員に対する指導等を

行うことにより、系統組織としての体質強化を図り、これらに伴うリスクに対する対応等について適切な取組を行っているか。

b なお、当該取組については、都道府県、市町村等とも綿密な連携を図っているか。

④ 全体のリスク管理に関する重要方針及び手続に係る理事会等の承認の有無とその内容の適否

⑤ リスク管理部門は、全体のリスク量について定期的に理事会報告を行い、理事はリスク管理に関する方針及び手続について再評価を行っているか等、組織的なリスク管理の実施状況とその内容の適否

⑥ リスク管理部門の独立化、理事会等への直接報告等相互けん制機能、組織としての地位の確立状況と活動内容の適否

例えば、代表理事及び理事会は、リスク管理部門を軽視することが、共済連の経営に対する重大な影響を与えることを十分に認識し、収益部門のみならず、リスク管理部門を重視しているか等。

⑦ リスク管理の基本方針及び手続の明文化及び定期的又は随時見直しの履行実態とその内容の適否

⑧ デリバティブ取引業務等について十分な知識及び経験を持つ職員が確保されているか。また、計画的に養成されているか等、人的資源確保面での取組実態とその適否

⑨ リスクの認識及び測定方法に関する規定の作成の有無とその内容の適否

⑩ オフバランス取引を含めた取引相手先ごとの信用リスクの把握とその内容の適否

⑪ 適切な警戒水準、損失限度（ストップ・ロス、ロスカット・ルール又はリスクリミット）及びポジション枠の設定の有無とその内容の適否

⑫ 個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号）その他関係ガイドライン等に基づく内部規程の作成の有無とその管理状況の適否（個人情報の保護に関する法律等）。

⑬ 利用者の利益が不当に害されることのないよう利益相反管理について適切な取組を行っているか。

## セ 資産査定

資産査定に当たっては、被検査共済連の自己査定結果について、原則と

して抽出調査の手法により評価する。

本要項別添4「系統共済検査マニュアル」及び同別添3「経済事業資産等検査基準」により、自己査定基準の適切性、自己査定結果の正確性、償却・引当基準の適切性、償却・引当結果の適切性等の検証を行う。

なお、貸付金調査表（（別添1）参考様式1）の検証に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

(ア) 主要勘定科目の留意点

現金・預金：資金繰りを検討（前期比の急激な減少は要注意、流動性バランスの検討は拘束性預金、借入金の一時的滞留を考慮）

受取手形：売上高と保有高、不渡り手形及び融通手形の有無を検討（金額が零又は僅少である理由は妥当か）

売掛金：売上高と売掛金残高を検討（貸倒れに要注意）  
（金額が零又は僅少である理由は妥当か）

製品・商品：増加の場合は適正在庫との関係を検討（急激な増減は要注意）

その他流動資産：前渡金、前払費用、仮払金、農業動産担保等を集約した要注意勘定であることから内容検討

固定資産（ゴルフ会員権、施設利用権等を含む。）

：増減理由、借入金との関連、償却方法・実績等を検討  
（不稼働固定資産及び稼働率の低い固定資産については、償却、流動化又は有効活用等の合理化・効率化が図られているかどうか分類資産の潜在要因となることから、この点についても留意の上、適切かどうかを検証する。）

投資勘定：増加・減少理由を検討（増加の場合は目的、効率、回収等に注意）

繰延勘定：発生原因、償却状況を検討

支払手形：振出目的、支払条件を検討（急激な増加は要注意）

買掛金：急激な増加は内容を検討

短期借入金：借入額が経常運転資金の範囲内にとどまっているかを検討

（運転資金：売掛債権＋棚卸資産－買掛債務）

(借入依存度：(支払手形+長・短借入金) ÷売上)

長期借入金：固定資産の範囲内かを検討

その他流動負債：未払金、未払費用、前受金、預り金等を集約した要  
意勘定であることから内容を検討

資本剰余金：増減の推移を検討（欠損補てんのための減は要注意）

利益剰余金：純資産勘定に占める割合を検討（低い場合は、収益力  
が弱い）

売上高：増減の推移を検討（売上げが増加しているのに粗利益  
率が低下している場合は要注意）

償却前利益：当期利益+減価償却費（最大収益弁済力）

流動ギャップ：流動資産－流動負債（負の場合は資金繰りが困難とな  
り、固定負債化することが多い）

#### (イ) 諸比率

##### a 流動比率（流動資産/流動負債×100）

企業の資金繰りを判断する比率で、高い方が良く、低い場合は資金  
繰り悪化が懸念されるので留意

ただし、売上債権の回収が悪い場合、遊び金が多い場合、不良債権  
や棚卸資産の滞貨が増加した場合等には高くなるので留意。

##### b 売上債権回転率（年間売上高/売上債権(受取手形+売上金)）

売上債権の回収度合いを判断する比率で、高い方が良く、低い場合  
は不良債権の保有が懸念されるので留意

#### ソ その他

- ① 訴訟事案の発生状況と訴訟等発生背景、要因の分析と問題点の抽出
- ② 職員出向の合目的性の確保及びその事務手続の適否
- ③ 前回検査の指摘に対する改善、励行状況とその適否
- ④ 電算センターの検査において、特に検証すべき事項

a 保安・運行等の安全性について、FISC基準等の適合状況と内容  
の適否

b 設備投資と中長期経営計画との整合性

#### (2) 事業

合法性、合目的性、合理性の観点から、事業が適正に実施されているか

を検証する。なお、必要と認める場合は、共済契約等について、外部確認を行うものとする。

#### ア 一般的事項

- ① 事業推進方針の実施即応と合目的性及び合理性の妥当性
- ② 被検査共済連の事業計画と会員の事業計画等との整合性
- ③ 事業計画とその実績の対比・検討の適否
- ④ 収支計画と事業計画の整合性
- ⑤ 経営検討のための原価計算の適否
- ⑥ 資金の調達及び運用の計画的実行とその適否

例えば、資金の調達は、会員からの再共済掛金、すなわち組合員からの共済掛金が中心であることから、農水産業の振興や農・漁業者等の社会的・経済的地位の向上に寄与すること等の事業目的を踏まえ、安全、確実性を重視し、計画的な運用を行っているか等。

- ⑦ 資金動態の常時把握とその内容の適否

#### イ 普及推進業務

- ① 推進目標と長期計画及び会員の推進目標との整合性
- ② 推進計画と実績の検討、分析及び次期計画への反映状況の適否
- ③ 共済情報ファイル(K I F)及び普及情報システムの更新、管理の適否
- ④ 新規契約率、解約失効率、純増加率等の分析、活用の適否
- ⑤ 推進・保全奨励、助成措置等の妥当性
- ⑥ 推進経費の支出、推進資材の購入、払出しの適否

#### ウ 元受け業務

- ① 引受基準の遵守状況及び引受事務手続の適否
- ② 契約事項、告知事項等共済契約申込書記載内容の適否
- ③ 引受審査の適否
- ④ 共済掛金収納の適否
- ⑤ 共済証書、約款等交付手続の適否

#### エ 共同事業に係る業務

- ① 共済責任引受審査手続及びその内容の適否



- ② 謝絶案件の理由の妥当性
- ③ 留保案件の処理の適否
- ④ 会員組合からの共済掛金収納事務の適否
- ⑤ 共済責任引受申込手続及び会員組合からの共済掛金払込みの適否

#### オ 保全業務

- ① 異動、変更、失効、解約処理の妥当性及び迅速性
- ② 無効、解約、過誤処理の妥当性及び処理手続の適否
- ③ 復活処理の妥当性
- ④ 会員組合からの共済掛金の収納及び共済掛金払込みの適否

#### カ 共済契約貸付業務

- ① 貸付金額の妥当性等貸付審査の適否
- ② 貸付事務手続の適否

#### キ 共済金査定、支払業務

- ① 事故通知の受付、契約内容確認手続の適否
- ② 共済金支払請求書及び添付書類の適否
- ③ 事故調査及び査定手続の適否
- ④ 損害査定要領及び同運用基準等の遵守状況
- ⑤ 疑義案件、共済責任引受先協議事案の処理の適否
- ⑥ 訴訟事案、難解事案、不正請求事案等の各処理要領の遵守状況
- ⑦ 組合過失事案の処理の妥当性
- ⑧ 共済金支払事務手続の適否
- ⑨ 求償事案の処理及び回収の適否
- ⑩ 各事務処理等システムの適否（本要項別添4「系統共済検査マニュアル」の「オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト」による。）

#### ク 利用者の保護等

例えば、次の事項を検証。

- ① 未成年者等に対する共済契約の不正利用防止措置の適否
  - a 共済連が、15歳未満の者を被共済者とする死亡保障又は被共済者本

人の同意がない死亡保障に係る共済契約を引き受ける場合には、共済契約の不正な利用の防止を図るため、共済金の限度額その他共済契約の引受けに関する内部規則等を定めているか。

b 共済金の限度額を超える共済契約の引受審査を行う場合には、共済契約者の収入、資産等の計数を客観的かつ合理的な方法により確認する等、適切な審査を行う旨規定されているか。

c そのほか、共済契約の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するため、利用者の意向の確認、参考となるべき情報の提供等を通じ、適切な引受審査を行う旨規定しているか。

### (3) 財産の管理運用

財産運用は、合法性、安全性、収益性の確保の上に立って計画され、適正に管理運用されているか検証する。

#### ア 運用方針等

- ① 運用方針及び運用方法の理事会決定及び長期的視点に立った安全・確実性の確保状況とその適否
- ② 有価証券区分ごとの運用方針、運用方法及び運用限度額の策定状況とその適否
- ③ 運用方針及び運用方法違反（農協法第11条の38、水協法〈準〉第15条の23）。なお、非違がある場合はその発生要因、問題点の解明
- ④ 月次、週次の運用方法の運用会議等における決定状況とその内容の適否
- ⑤ 運用種目ごとの保有限度額の設定及び遵守状況。なお、限度超過保有している場合はその発生要因、問題点の解明
- ⑥ 短期売買におけるロスカット・ルールの合理的設定とその遵守状況
- ⑦ 運用実態の理事会定期報告及び報告内容の適否

#### イ 運用体制

- ① 取得、管理、処分等の職務権限の明確化とその遵守状況
- ② 内部けん制機能の整備とその運用の適否
- ③ 現物管理部署と運用担当部署の分離（ファイア・ウォール）の励行状況とその適否
- ④ 運用担当要員の計画的確保・育成の状況

- ⑤ 運用結果の定期的分析の有無とその内容の適否
- ⑥ 財産運用に係るリスク管理の適否

#### ウ 現金

- ① 出納帳の記帳(毎日)状況とその内容の適否
- ② 現金在高表の作成(毎日)、責任者の検印、現金実査の励行状況とその内容の適否
- ③ 金庫の鍵の保管方法の適否
- ④ 現金の保有高と業務量との妥当性の当否
- ⑤ 現金不突合の措置の適否
- ⑥ 役職員に対する仮払い、立替等の有無とその内容の適否
- ⑦ 小切手等の管理方法の適否

#### エ 預金

- ① 運用の適法性（農協法施行規則第43条、水協法施行規則第70条）。  
なお、非違がある場合はその発生要因、問題点の解明
- ② 系統機関及び系統機関外への預け高の適否
- ③ 預け金利息の妥当性の当否
- ④ 当座預金の内容の適否
- ⑤ 担保提出預金の有無とその内容の適否

#### オ 有価証券及び金銭信託等

- ① 運用の適法性（農協法施行規則第43条、水協法施行規則第70条）。  
なお、非違がある場合はその発生要因と問題点の解明
- ② 時価と取得簿価の大幅かい離の実態とその内容の適否
- ③ 有価証券利回りと調達コスト（予定利率）との整合性
- ④ 償還バランスの偏重要因とその適否
- ⑤ 取得及び処分価額の適否
- ⑥ 内部規程又は職務権限違反運用の有無とその発生要因
- ⑦ 特定の金融商品取引業者への依存取引の実態とその内容の適否
- ⑧ りん議書への取得・処分等の理由記載の励行状況とその内容の適否
- ⑨ 投機的取引の有無とその発生要因、問題点の解明
- ⑩ 資金繰りの見通しのない現先取引の有無とその発生要因、問題点の

## 解明

- ⑪ 決算対策等を目的とした無理な益出し取引の有無とその発生要因、問題点の解明
- ⑫ トップダウンによる取引の有無とその発生要因、問題点の解明
- ⑬ 商品性不知のままの取得の有無と運用結果損益の状況
- ⑭ 受取利息又は差益の内容の適否
- ⑮ 担保差入れ、登録内容の適否
- ⑯ オーバーパー債券の適正な経理処理（アモチゼーション）の励行状況とその内容の適否
- ⑰ 価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の管理の実態とその適否

## カ 貸付金

- ① 法令、定款又は理事会の定める貸付基準等に抵触する運用の有無とその発生要因、問題点の解明
- ② 内部けん制体制の適否
- ③ 貸付審査、貸付決定及び債権管理等信用リスク対応の適否
- ④ 貸付方針及び貸付対応の適否
- ⑤ 特定業種偏重等リスク分散対応の適否
- ⑥ 金利リスク対応の適否
- ⑦ 貸付金利息の計算の適否
- ⑧ 経営に重大な影響を与える大口貸付けの状況とその適否
- ⑨ 限度超過貸付けの状況とその発生要因、問題点等の解明
- ⑩ 問題債権の管理とその適否
- ⑪ 情実的貸付けやトップダウンによる貸付けの有無とその発生要因、問題点等の解明
- ⑫ 社会的批判を招くおそれのある債務者への貸付け等信用失墜につながるおそれのある取引の有無とその発生要因、問題点等の解明
- ⑬ 償却済貸付債権の管理状況の適否

## キ 運用不動産

- ① 法令等に抵触する運用の有無とその発生要因、問題点の解明
- ② 取得・処分の手続の適否及び価格の妥当性

- ③ トップダウンによる取得及び処分の有無とその発生要因
- ④ 時価と取得簿価の大幅かい離の実態とその内容の適否
- ⑤ 運用利回りと調達コスト(予定利率)との整合性
- ⑥ 運用不動産の管理の適否(本要項別添4「系統共済検査マニュアル」の「資産運用リスク管理態勢の確認の検査用チェックリスト」による。)
- ⑦ 登記、損害保険付保等管理保全措置の適否
- ⑧ 減価償却の適否

#### ク その他

都道府県本部又は都道府県事務所等の資金の保有額の適否と共済連全体の資金効率の適否

### (4) 財 務

#### ア 出資金及び自己資本

- ① 各会員別の出資額の適否(農協法第13条、水協法<準>第19条)
- ② 法令等で定める自己資本の基準の遵守状況とその適否(農業協同組合法施行令(昭和37年政令第271号)第29条、水産業協同組合法施行令(平成5年政令第328号)第19条)
- ③ 加入、脱退、解散、合併等に伴う処理の適法とその内容の適否
- ④ 回転出資金制度の適法性とその内容の適否

#### イ 準備金

- ① 責任準備金特別増加額の適否(農協法施行規則第31条、水協法施行規則第58条)
- ② 価格変動準備金の繰入額の妥当性(農協法施行規則第36条、水協法施行規則第63条)
- ③ 契約者割戻準備金の繰入額の妥当性(農協法施行規則第39条、水協法施行規則第66条)

#### ウ 諸引当金等

- ① 自己査定の結果に伴う償却、引当金等の状況とその内容の適否
- ② その他の諸引当金の基準の設定及びその内容の適否

エ 含み益

- ① 負債勘定における架空その他の支払不要額の有無とその内容の適否
- ② 不突合額（貸）中の含み益の有無とその内容の適否

オ 損益の動向及び分析

- ① 予算編成、配付及びその執行の適否
- ② 予算対実績の合理的手法による検討の有無とその結果の適否
- ③ 経費率の内容の妥当性
- ④ 推進費、保全費等の内容の妥当性
- ⑤ 利差、費差及び危険差の内容の妥当性
- ⑥ 経常収益と経常費用の内容の妥当性
- ⑦ 特別利益と特別損失の内容の妥当性
- ⑧ 月次損益検討の有無とその内容の適否
- ⑨ 経常収支率及び内部留保率の適否
- ⑩ 損益構成及び諸比率の適否

カ 会計処理・決算等

- ① 勘定科目の適否
- ② 帳簿及び伝票組織等会計システムの適否
- ③ 全国本部と都道府県本部又は本所と都道府県事務所を通ずる会計組織の適否
- ④ 仮勘定及び未達勘定の処理の適否
- ⑤ 重要な書類、帳簿及び用紙の保管・管理方法の適否
- ⑥ 試算表の作成、帳簿、伝票及び証ひょう書類の転記並びに照合の適否
- ⑦ 決算における責任準備金及び契約者割戻準備金の積立状況とその内容の適否

キ その他

- ① 諸積立金の基準の設定及びその内容の適否
- ② 共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率（以下この要領において「支払余力比率」という。）

(支払余力総額) / (リスクの合計額) × (1 / 2) × 100) の適法性 (農協法第11条の18、農協法施行規則第224条、第225条、農業協同組合法施行規程 (平成17年農林水産省告示第528号) 第2条、水協法<準>第15条の3、水協法施行規則第217条、第218条、水産業協同組合法施行規程 (平成20年農林水産省告示第316号) 第2条)

なお、本要項別添4「系統共済検査マニュアル」により、支払余力比率が適正に算定されているかを検証する。

また、支払余力比率は、共済金支払余力の観点からの、いわば経営状況を示す指標であり、共済連の経営の維持・安定を図ることが農水産業の健全な発展に深く関与するものであることから、同比率が大きく変動した場合、その要因を分析する等、的確に把握。

#### (5) その他

##### ア 固定資産 (業務用・業務外固定資産)

- ① 取得の合法性
- ② 取得・処分の手続の適否及び価格の妥当性
- ③ 時価と取得簿価の大幅かい離の実態とその内容の適否
- ④ 業務用・業務外固定資産管理の適否
- ⑤ 登記、損害保険付保等管理保全措置の適否
- ⑥ 減価償却方法 (継続性) の適否
- ⑦ 減損処理の実施状況

##### イ 外部出資

- ① 出資の合目的性、合理性の適合状況 (本要項別添3「経済事業資産等検査基準」を参照)
- ② 手続の適否
- ③ 出資先の経営状況等の把握等管理の適否